

1．調査目的

初期環境調査は、環境リスクが懸念される化学物質について、一般環境中で高濃度が予想される地域においてデータを取得することにより、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 86 号）（以下、「化管法」という。）の指定化学物質の指定、その他化学物質による環境リスクに係る施策について検討する際のばく露の可能性について判断するための基礎資料等とすることを目的としている。

2．調査対象物質

平成 22 年度の初期環境調査においては、16 物質を調査対象物質とした。調査対象物質と調査媒体との組合せは次のとおりである。

物質 調査 番号	調査対象物質	化審法指定区分		化管法指定区分		調査媒体		
		改正前	改正後	改正前	改正後	水 質	底 質	大 気
[1]	アミルケイ皮アルデヒド					○		
[2]	イオパノ酸					○		
[3]	ϵ -カプロラクタム	第二種監視	優先評価	第一種 61	第一種 76			○
[4]	2,4-キシレノール			第二種 17	第一種 78		○	
[5]	キノリン	第二種監視			第一種 81		○	
[6]	酢酸 2-エトキシエチル（別名：エチレンジグリコールモノエチルエーテルアセテート）	第二種監視		第一種 101	第一種 133			○
[7]	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル				第一種 143		○	
[8]	ジエチルスチルベストロール					○		
[9]	ジメチルスルホキシド							○
[10]	L-チロキシン					○		
[11]	o-ニトロトルエン	第二種監視			第一種 315		○	
[12]	4-ヒドロキシ安息香酸メチル				第一種 334		○	
[13]	フタル酸 n-ブチル=ベンジル			第一種 273	第一種 356			○
[14]	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸トリ-n-オクチル					○		
[15]	ペンタナール					○		
[16]	4-メトキシベンズアルデヒド					○		

（注 1）「化審法」とは「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和 48 年法律第 117 号）をいう。以下同じ。

（注 2）「化審法指定区分」における「改正前」とは平成 21 年 5 月 20 日の法律改正（平成 23 年 4 月 1 日施行）前の指定を、「改正後」とは同改正後の指定をそれぞれ意味する。

（注 3）「化管法指定区分」における「改正前」とは平成 20 年 11 月 21 日の政令改正前の指定を、「改正後」とは同改正後の指定をそれぞれ意味する。